

広島県告示第二百四十七号

次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。

令和七年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	令和二年広島県告示第七百七十八号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県三原市	屋敷谷池（別表一のとおり）
広島県安芸高田市	長迫池外一箇所（別表三のとおり）

告示番号	令和二年広島県告示第八十八号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県安芸高田市	峠堤（別表三のとおり）
広島県世羅郡世羅町	生田4号池（別表四のとおり）

告示番号	令和三年広島県告示第二十三号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県三次市	不飲池（旧）（別表二のとおり）
広島県安芸高田市	奥のつつみ池外一箇所（別表三のとおり）

告示番号	令和三年広島県告示第四百三十号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県安芸高田市	山梨外三箇所（別表三のとおり）

告示番号	令和三年広島県告示第六百号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県安芸高田市	舟ヶ谷池外一箇所（別表三のとおり）

別表一から別表四までは、添付を省略し、広島県のホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局ため池・農地防災担当に備え置いて縦覧に供する。